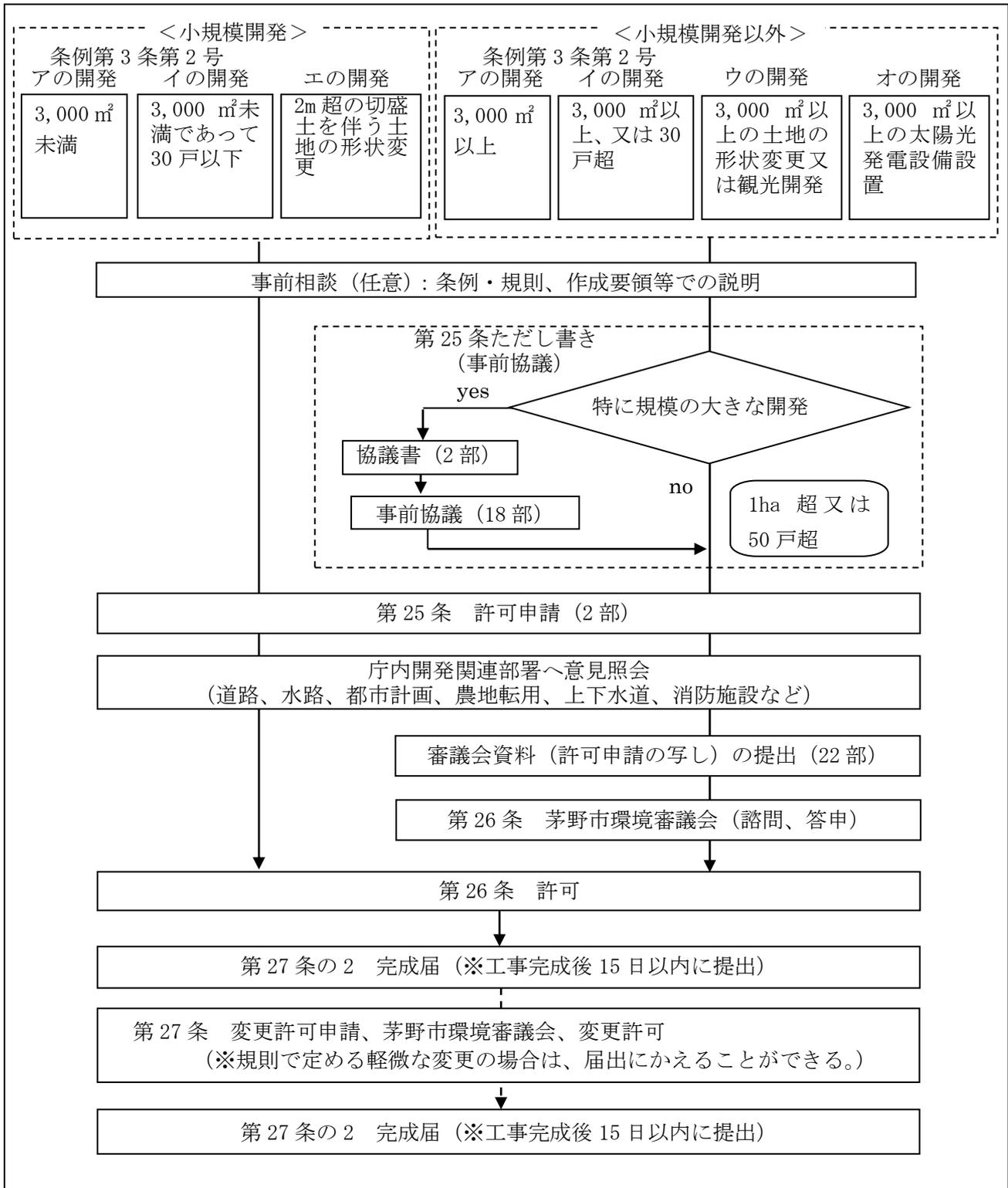


開発の許可申請書等作成要領
(茅野市生活環境保全条例の開発の規制に関する手続き)

茅野市 市民環境部
環 境 課

茅野市生活環境保全条例の手続きは、開発の種類、規模により異なりますので、次の
 手続きフロー図を参考に手続きをしてください。

手続きフロー図



留意事項

※申請書は、A4版で作成してください。(A4版以上の図面等は、A4版に折り綴ること。)

※各書類に、「地図」「公図」等と明示してください。

※綴り順は、次ページからの番号順 (不要なものは除く。) とし、全てに一連のページ番号を付してください。

※提出部数 2部 (正、副各1部、副本は、許可書に添付し、お返しします。)

環境審議会の意見を聴くこととなる申請 (3,000㎡以上の宅地造成、3,000㎡以上の共同住宅等の建築、3,000㎡未満の30戸超の共同住宅等の建築、3,000㎡以上の土地の形状変更又は観光開発、3,000㎡以上の太陽光発電設備設置) は、上記2部のほか審議会用に後日22部提出して頂きます。提出日は後日連絡します。また、環境審議会の会議へ出席をお願いすることになりますのでご承知おきください。

※開発を計画するに当たっては、各関係法令等の許認可はもとより、災害の防止、公害の防止等について十分配慮し、また、近隣等とのトラブルがないよう土地所有者、開発地の隣接者、関係区、近隣住民等と十分協議し理解を得るよう心がけてください。

※許可申請書提出前に、あらかじめ関係官庁、関係部署等と連絡をし、各法令等に適合した開発計画で申請してください。また、許可申請書提出後に計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに当課に連絡し、必要な手続きをしてください。なお、許可後の事業内容の変更は、27条の変更の手続きが必要になります。

※27条の「開発変更許可申請書」及び27条ただし書きの「開発の変更届出書」の作成にあたっては、変更の理由、変更の内容、変更箇所が明らかになるよう作成してください。

※許可を受けた者が、開発を完成させる見込みがなく、自然環境の保全上若しくは生活環境の保全上又は公益上特に必要と認めるときは、許可を取り消すことがあります。

この作成要領は、茅野市生活環境保全条例の開発に関する手続きについて記載したものです。自然公園法、長野県自然環境保全条例、水質汚濁防止法、森林法、都市計画法、建築基準法、河川法等他の法令の手続きは、別途それぞれの許認可権のある関係官庁と協議し、必要な手続きをしてください。

不明な点がありましたら、当課にご相談ください。

お問い合わせは

茅野市役所 市民環境部 環境課 環境保全係 住所 391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 TEL 0266-72-2101(内線 263) FAX 0266-82-0236 E-mail kankyo@city.chino.lg.jp
--

【開発（変更）許可申請に必要な書類及び説明】

開発の種類、規模等により、不要になる書類があります。

1. 開発（変更）許可申請書（様式第6号）

※P6の記入例参照

※申請以外の部分は2重線で消すこと。

※変更許可申請の場合は、変更の理由、内容を明記した書類を添付し、変更の内容がわかるように変更前、変更後の図面を添付すること。

2. 地図

縮尺 1/25000 の地図（1/25000 以外の場合は、縮尺を表示すること。）

※申請地を赤塗表示し、「申請個所」と記入すること。

※方位を表示すること。

3. 公図

法務局の公図の写し

※申請地を表示し、「申請個所」と記入すること。

※方位を表示すること。

※申請地及びその周辺の地目、所有者名を記入すること。

※道路（赤線）は赤色で、水路（青線）は青色で色塗りをすること。

4. 位置図

住宅地図等で、開発する位置、周囲の状況がわかる図面

※申請地を赤塗表示し、「申請個所」と記入すること。

※方位を表示すること。

※入居者又は居住者の可燃ごみ、資源物及び不燃物を区、自治会等が管理する既存のステーションへ搬出する計画の場合は、その位置を赤色で示すこと。

5. 土地の利用計画（水の利用計画及び排水計画、廃棄物の処理計画を含む。）

※P7～P11の記入例参照

※開発地の表示、土地の地目別面積、土地利用計画、開発の規模、道路計画、公園及び緑化措置、消防施設、外灯、給水計画、汚水処理計画、排水処理計画、廃棄物の処理計画、公共施設等の維持管理、造成方法、災害防止計画、駐車場計画、公共用地の確保及び集会所の設置を記載する。（開発の種類により、省略できる項目があります。）

6. 土地利用計画図

土地の利用計画を図面で説明したもの。

※道路、緑地、建物、駐車場、消火栓（貯水槽）、外灯等、全体の土地の利用計画がわかる図面とすること。

※P7の「土地の利用計画」の「3. 土地利用計画」で利用目的別に色塗りをすること。

※図面に縮尺、方位を表示すること。

※入居者又は居住者が出す可燃ごみ、資源物及び不燃物の搬出先を開発地内にステーションを設置する場合は、土地利用計画図へ記入すること。

※消火栓（貯水槽）の消火範囲を表示すること。

7. 求積図及び求積表

※申請地を実測して、開発地全体、緑地、駐車場、道路等を求積した図面と、それぞれの面積を求めた求積表を提出すること。

8. 水の利用計画図及び排水計画図

土地の利用計画で、給水、汚水の配管経路及び雨水排水施設を図面で説明したもの。

※給水、汚水の配管経路及び雨水排水施設の計画がわかる図面とすること。

※施設別に計画がわかるように色塗りをすること。

9. 雨水流域図

雨水計算をした流域がわかる図面で、流域別に色塗りをし、面積と流量を表示すること。

※雨水排水計算書（上記雨水流域図から計算したもの。）を添付すること。

※図面に縮尺、方位を表示すること。

10. 造成計画図等

開発地の造成計画を図面等で説明したもの。

※縦横断面図

切土・盛土の状況、構造物・建築物等の位置及び隣接する土地の状況がわかるように現況地盤面、計画地盤面を図示すること。

※土量計算書（上記の縦横断面図から計算したもの。）を添付すること。

※図面に縮尺を表示すること。

11. 建築物及び構造物に関する計画

建物及び構造物の計画を図面で説明したもの。

1) 建築物計画図

建物の規模その他概要がわかる図面

※平面図

※立面図（建築物の高さを記入すること。）

※図面に縮尺を表示すること。

2) 構造物に関する計画

※構造図（申請地内の構造物（擁壁、排水路、道路等）の構造わかる図面）

※図面に縮尺を表示すること。

12. 土地所有者の同意書

開発地が自己所有地以外の場合、土地所有者の同意が必要

※副本に元本を添付すること。他は写しで可。

なお、元本を添付できない場合は、余白に元本と相違ない旨記入し、押印するか、提出時に元本を提示し、担当の確認を受けること。

1 3. 水利権者の承諾書

開発地の雨水等の排水先が用悪水路である場合は、関係水利権者の承諾書を得ること。

※道路側溝へ放流する場合は、維持管理をしている者からの承諾が必要になる場合があります。
承諾書については16ページを参照ください。

※副本に元本を添付すること。他は写しで可。

なお、元本を添付できない場合は、余白に元本と相違ない旨記入し、押印するか、提出時に元本を提示し、担当の確認を受けること。

1 4. 法人の定款、登記簿謄本（特に大きな規模の開発以外は省略可。）

※定款は許可申請書提出時点の定款とし、登記簿謄本は申請書提出の3ヶ月以内に法務局が交付したものとし、

◎その他市長が必要と認める書類

1 5. 工程表（特に大きな規模の開発以外は省略可。）

※造成から建物建設等工事完成までの工程がわかるもの。

※工区を分けて工事を行う場合は、その工程がわかるものとし、工区がわかる図面を添付すること。

※P11の「工程表（例1、例2）」参照（例によらず、独自の工程表で可。）

1 6. 主要道路から開発地までの経路図（小規模開発については、省略可。）

※主要道路（国道、県道、1・2級市道）から開発地までの経路がわかるもの。

※P12の「開発地までの経路図（例）」参照

1 7. 資金計画書（特に大きな規模の開発以外は省略可。）

事業費に対する資金計画がわかるもの。

※借入れ等がある場合は、その証明書の写しを添付すること。

記入例（開発（変更）許可申請書）

※変更許可申請の場合は、変更の理由、内容を明記した書類を添付し、変更の内容がわかるように変更前、変更後の図面を添付すること。（特に、指定する様式はありません）

様式第6号(第9条関係)

令和3年4月1日

（あて先）茅野市長

申請者 住所 茅野市塚原二丁目6番1号
氏名 茅野太郎

（法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）

開発 ~~（変更）~~ 許可申請書

下記の開発 ~~（変更）~~ をしたいので、茅野市生活環境保全条例第25条 ~~（27条）~~ の規定により申請します。

記

開発の目的	販売を目的とした宅地造成（10区画） 賃貸を目的とした住宅の建築（1棟10戸） 精密工場の建設のための土地の形状変更 など
開発の位置	茅野市宮川字新田 ○○○○番地 外1筆
開発地の面積	1, 100. 80 m ² （※ 実測面積を記入）
土地の所有者	茅野太郎 外1名（※ 申請人と異なる場合は、所有者の同意が必要）
工事の予定期間	許可日から4ヶ月（※ 許可後直ちに着手する場合は、「許可日から」と記載してもよい。） 又は令和3年5月20日から令和3年9月20日まで
工事施行者の住所及び氏名又は名称	長野県茅野市宮川○○○○番地 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ （※ 上記開発目的の工事を施行する者の住所氏名等を記入）
（変更の場合のみ）※1 許可年月日及び番号	年 月 日許可 茅野市指令第 号
添付書類	1 開発の位置を示す2万5千分の1の地図、公図及び位置図 2 土地の利用計画 3 水の利用計画及び排水計画 4 廃棄物の処理計画 5 建築物及び構造物に関する計画 6 土地所有者の同意書 7 水利権者の同意書 8 法人の定款、登記簿謄本※2 9 その他市長が必要と認める書類

（備考）※1 変更の場合は、許可年月日及び番号を記入し、変更前、変更後の内容がわかるように記入すること。

※2 法人の定款、登記簿謄本は、茅野市生活環境保全条例施行規則第9条第3項に規定する規模の開発以外は省略可。

記入例（土地の利用計画）

土地の利用計画

（水の利用計画及び排水計画、廃棄物の処理計画を含む。）

1. 開発地の表示

	所 在	字	番 地	地目	地 積	所 有 者
1	茅野市宮川	新田	〇〇〇〇番地	田	600 m ²	茅野太郎
2	茅野市宮川	新田	〇〇〇〇番地	宅地	500 m ²	茅野一郎
	合 計		2 筆		1,100 m ²	

2. 土地の地目別面積

地 目	筆 数	公 簿 面 積	実 測 面 積
田	1 筆	600 m ²	600.40 m ²
宅 地	1 筆	500 m ²	500.40 m ²
合 計	2 筆	1,100 m ²	1,100.80 m ²

※実測面積は、求積図と整合すること。

3. 土地利用計画

利 用 目 的	利 用 面 積	率
宅 地（建 物）	300.00 m ²	27.25%
公 園・緑 地	70.50 m ²	6.40%
駐 車 場（21台）	315.00 m ²	28.62%
道 路	295.00 m ²	26.80%
そ の 他	120.30 m ²	10.93%
合 計	1,100.80 m ²	100%

※利用面積は、求積図と整合し、合計は地目別面積の合計と一致すること。

4. 開発の規模

規 模	数 量
造成区画数又は建築戸数	3区画又は10戸
1区画（戸）の面積及び平均面積	最小44.4 m ² 最大60.0 m ² 平均52.5 m ²
開発地内推定人口	3人×10戸=30人
建築面積等	1F280.0 m ² 2F275.0 m ² 計555.0 m ²

※開発地内推定人口は、一戸当たり入居予定人口で計算。ワンルームマンションは1人の計算でよい。

5. 道路計画

幹支線別	道路の種類	幅員	延長	面積
その他	位置指定道路	5.0m	59.00m	295.00㎡
合計			59.00m	295.00㎡

※「幹支線別」は主要幹線道路、その他の道路の別を、「道路の種類」は市道、位置指定道路等の種別を記載すること。

※市道等に接続し道路計画がない場合は、「市道〇〇ブロック〇〇号線、幅員〇〇mに接道のため道路計画なし。」等と記載すること。

※道路後退が生じる場合は、都市計画課と十分協議すること。

6. 公園及び緑化措置

★緑地帯について

※緑地の造成方法について表示すること。

緑地帯は造成面より20cm以上盛土する、周囲はブロック等で区分する、最低幅は、ブロックを含め90cm以上とするなど、他と明確に区分すること。

★植栽計画（種類、本数、何年生）について

※低木1㎡当たり2～3本以上、高木も混ぜ植栽すること。

※樹種は、P17の別表「茅野市で育つ樹木一覧」を参考に選定すること。

★完成後の維持管理について

※維持管理を行う者を明記すること。

（記入例）緑地は、宅地面より20cm以上の盛土をし、周囲はブロック等で明確にし、植栽は、イチイ5年生100本、ツツジ5年生30本、ハナミズキ5年生を3本植栽する。完成後の維持管理は、申請者茅野太郎が行う。

※開発の目的及び規模別の緑地の設置基準

	小規模開発			小規模開発以外
ア 宅地造成	3,000㎡未満			3,000㎡以上
	任意（義務付けなし）			5%以上
イ 賃貸住宅等の建築	1戸～4戸	5戸～10戸	11戸～30戸	31戸以上
	販売目的の1戸建ての住宅			
	任意（義務付けなし）	3%以上	5%以上	5%以上
ウ 3,000㎡以上の土地の形状変更				5%以上
エ 高さ2mを超の切盛を伴う土地の形状変更	任意（義務付けなし）			
オ 3,000㎡以上の太陽光発電設備設置				5%以上

7. 消防施設

★消火栓、防火貯水槽等消防施設の設置について

消防施設は、消防署と協議をすること。消防施設を設置する場合は、設置場所をP3の6「土地利用計画図」に表示すること。

（記入例）・消火栓地上式単口1基、ホース格納箱1箱、ホース3本、管鎗1本を、建物西側の消火栓用地内へ設置する。

・申請地南にある消火栓を使用する。（土地利用計画図参照）

8. 外灯（防犯灯、街路灯等）

★外灯の設置について

外灯は、災害の防止及び防犯のため、開発地内の状況に応じて設置すること。

※設置位置は、P 3の6「土地利用計画図」に表示すること。

※開発地内の道路、緑地等の状況に応じて外灯を設置すること。

※共同住宅の場合は、玄関灯でも可。

（記入例）・宅地造成の場合

西側と、東側の公園に外灯を各1基設置する。開発地から市道へ出る交差点部分と、交差点から35mの場所に、道路の安全確保のため、道路照明を各1基設置する。

・共同住宅の場合

駐車場の安全確保のため、建物西角に防犯灯を1基設置し、各戸に玄関灯を設置する。

9. 給水計画

※市の上水道を利用する場合は、あらかじめ市の水道課と協議し、開発給水同意通知書の写しを添付すること。

※他の上水道等を利用する場合は、当該水道事業者の承諾書が必要になります。

※井戸を利用する場合は、別途手続が必要になる場合があります。

（記入例）開発地に接道する申請地西側の市道に埋設されている茅野市上水道管から取り出し、各戸に給水する。

10. 汚水処理計画

※公共下水道接続可能地域や近日中に接続が可能になる地域での開発は、水道課と十分協議をし、下水道へ接続すること。

※公共下水道に接続できない場合は、合併処理浄化槽で対応すること。

（合併処理浄化槽の補助制度について及び合併処理浄化槽を設置することができない場合については、当課（公害衛生係）にご相談ください。）

（記入例）・公共下水道に接続可能な場合

し尿及び家庭用雑排水の処理は、公共下水道に接続

・公共下水道に接続不可能な場合

し尿及び家庭用雑排水の処理は合併処理浄化槽（30人槽）にて処理し、開発地西側の用悪水路へ放流する。（○○○承諾書添付）合併処理浄化槽の維持管理は、○○○○へ委託する。

11. 排水処理計画

※雨水流域図、雨水計算書を添付すること。（不要となる場合がありますので、当課にご相談ください。）

※降雨強度について、次の値により計算すること。（平成28年4月1日改定の長野県降雨強度計算式に基づく。）

・開発面積が、3,000㎡以上の場合は、96.7mm/hr

・開発面積が、3,000㎡未満の場合は、83.5mm/hr

※雨水は市道等へ流れないように必要に応じて横断側溝、浸透枡等を設置し、開発地内で処理を行うこと。

※放流先が用悪水路の場合は、関係水利権者の承諾書が必要です。（16ページを参照ください。）

※地元行政区等が維持管理をしている道路側溝へ放流する場合は、維持管理をしている者からの承諾が必要な場合があります。

※河川に放流する場合は、あらかじめ河川管理者に協議してください。

※地下浸透の場合は、浸透枡等の計画書と設計根拠を表示すること。

(記入例)・敷地内の雨水は、浸透枡を設置し、敷地内で処理する。

・敷地内の雨水は、敷地内の側溝に集め開発地北側の用悪水路に放流する。(水利権者承諾書添付)

12. 廃棄物の処理計画

★産業廃棄物について

※開発に関連する廃棄物の処理方法について明記すること。

(記入例) 工事に伴い発生する産業廃棄物は〇〇〇〇へ委託する。

★一般廃棄物(可燃ごみ、資源物及び不燃物)の処理計画について

※各区、自治会等の可燃ごみのごみステーション、資源物及び不燃物のリサイクルステーションは、それぞれの区、自治会又は環境自治会等が維持管理をしています。それらを利用する場合は、あらかじめ関係区、団体等と話し合いをし、了解を得るなどトラブルの起こらないように努め、使用承諾書を得るようにしてください。(16ページを参照ください。)

※入居者又は居住者の可燃ごみ、資源物及び不燃物の分別処理及び収集方法について記載すること。

※開発戸数が多い又は近隣に集積場が無いなどのときは、新たに集積場を設ける等の措置が必要になる場合があります。ただし、市が収集するステーションを新たに設置する場合は、あらかじめ美サイクルセンター(TEL 0266-72-2905)にご相談ください。

※開発者は、上記のゴミ処理、資源物の分別収集等について、入居者、土地購入者等へ責任を持って指導してください。

(記入例)・入居者の可燃ごみは、申請地から西へ10mの〇〇〇区が管理しているごみステーションへ出します。(廃棄物の処理計画図参照)

・資源物及び不燃物は、市の収集計画に従い、申請地から西へ10mの〇〇〇区が管理しているリサイクルステーションを利用します。(廃棄物の処理計画図参照)
(〇〇〇区と協議済、承諾書添付)

13. 公共施設等の維持管理

※道路、緑地、防犯灯等の維持管理について、何を誰が行うか記載すること。

(記入例)・道路、緑地、防犯灯の維持管理は、申請者茅野太郎が責任を持って行います。

・道路、緑地、防犯灯の維持管理は、居住者が行うよう申請者が責任を持って説明し、契約書に記載します。また、管理する組織等ができるまでは、申請者(株)〇〇〇が責任を持って維持管理します。

14. 造成方法

★切土、盛土、残土量について

P4の10「造成計画図等」において「縦横断面図」及び「土量計算書」を添付すること。

※土の搬入、搬出がある場合は、搬入、搬出先の位置図を添付すること。

(搬入、搬出先についても、本条例の手続が必要になる場合があるので注意すること。)

(記入例)切土120㎡、盛土10㎡、残土110㎡、残土については、茅野市宮川〇〇〇〇番地へ搬出する。(搬出先位置図参照)

★法面について

※切土又は盛土により法面が生じた場合は、その保護について表示すること。

(記入例)切土勾配1:1.5、高さ0.5m、盛土勾配1:1.8、高さ1.0m

法面の保護は、芝を張り崩落、雨水の浸入の防止に努める。

15. 災害防止計画

※工事中の交通安全対策、雨水対策、落下防止対策等を防止するための対策を記載すること。

(記入例)・工事車輛の誘導のため、交通整理員を配置して、交通の安全に努める。

- ・夜間工事は行いません。
- ・道路の清掃を実施する。
- ・交通規制を行う場合は、迂回路の表示をする。 など

16. 駐車場計画

※販売又は賃貸を目的とした宅地造成の場合は、区画ごとにその区画の利用者のための駐車場を確保すること。

(記入例) 区画購入者へは、2台分以上の駐車場が確保できるように建築物を計画するよう指導します。

※販売又は賃貸を目的とした住宅の建築の場合は、開発する住宅の戸数以上の駐車場を開発地内に確保すること。

※開発地内に確保できない場合は、近隣に確保し、その場所がわかる図面と、駐車場の使用承諾書を添付すること。

(記入例) 開発地内に、住宅戸数10戸に対し、20台分の駐車場を確保します。

17. 公共用地の確保

★保育所用地の確保について

※開発の規模が250戸以上で、近隣の区、自治会等及び他の保育所の設置の状況により、保育所用地を確保し、造成する必要がある場合がありますので、あらかじめ当課にご相談ください。

18. 集会所の設置

※開発地内の戸数が30戸を超え、隣接する区、自治会等と自治組織が共にできない場合は、開発地内の居住者のための集会所を設置することになりますので、あらかじめ当課にご相談ください。

工 程 表 (例1)

工事施行者	長野県茅野市宮川〇〇〇〇番地 株式会社 〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇				
工 期	令和3年5月20日から令和3年9月20日まで				
工種 \ 期間	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
準備工	■				
土工		■	■		
擁壁工		■	■		
建築工			■	■	
雨水排水工				■	■
植栽工				■	■
雑工					■
片づけ					■

【開発の事前協議に必要な書類及び説明】

1. 開発の事前協議書（様式第7号）
「開発の事前協議書」（記入例参照）
2. 地図
縮尺 1/25000 の地図（1/25000 以外の場合縮尺の表示）
※申請地を赤塗表示し、「申請個所」と記入すること。
※方位を表示すること。
3. 位置図
住宅地図等で、開発する位置、周囲の状況がわかる図面
※申請地を赤塗表示し、「申請個所」と記入すること。
※方位を表示すること。
4. その他開発の概要を説明する書類
道路、消防施設、給水計画、汚水計画、排水計画、廃棄物の処理計画等、開発の全体計画を説明する書類。（特に、指定する様式はありません。）

記 入 例 （開発の事前協議書）

様式第7号（第9条関係）

令和3年12月20日

（あて先） 茅野市長

協議者 住 所 茅野市塚原二丁目6番1号
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

（法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）

開 発 の 事 前 協 議 書

下記のとおり開発を申請したいので、茅野市生活環境保全条例第25条第1項ただし書の規定により、あらかじめ協議します。

記

開発の目的	分譲マンションの建築（条例第3条第2号 イ）					
開発の位置	茅野市宮川字新田 〇〇〇〇番地 外1筆					
開発地の面積	公簿 <u>実測</u>	800.80㎡		区画数	1 区画	
建築物の 戸数・階数・高さ	戸数	52戸	階数	5階	高さ	約15m
開発の予定期間	令和4年1月 ～ 令和5年12月					
添付書類	1 開発の位置を示す2万5千分の1の地図及び位置図 2 その他開発の概要を説明する書類					

【開発の変更届出書に必要な書類及び説明】

1. 開発の変更届出書（様式第9号）
「開発の変更届出書」（記入例参照）
2. 変更前、変更後の内容がわかる図面
※変更する箇所がわかるように、赤塗表示すること。

記 入 例 （開発の変更届出書）

様式第9号（第9条の2関係）

令和4年2月20日

（あて先）茅野市長

届出者 住 所 茅野市塚原二丁目6番1号
氏 名 茅 野 太 郎
（法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名）

開 発 の 変 更 届 出 書

開発を変更したいので、茅野市生活環境保全条例第27条第1項ただし書の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号	令和3年12月20日 茅野市指令第4—20号
変更の理由	建物の配置の変更に伴い、給水及び汚水を北側市道から取り出す。 給水及び汚水管の埋設する距離が長くなるため、工事予定期間を延長したい。
変更の内容	・建物の配置の変更 ・給水の取出し位置及び汚水の接続位置を変更 ・工事予定期間の延長 変更前：令和4年1月20日から令和4年5月20日 変更後：許可日から令和4年6月20日
添付書類	・土地利用計画図の変更前、変更後 ・水の利用計画図及び排水計画図の変更前、変更後 ・求積図及び求積表の変更前、変更後 ・工程表の変更前、変更後

備考 変更の内容が分かるように変更前、変更後の図面を添付し、その一覧を「添付書類」の欄に記載すること。

【完成届に必要な書類及び説明】

1. 完成届（様式第10号）

「完成届」（記入例参照）

※申請以外の部分は2重線で消すこと。

2. 完成写真

※完成後の全体がわかるように4方向から写した写真及び道路、緑地等の土地利用状況が確認できる写真を添付すること。

3. 完成写真の撮影方向がわかる図面

※撮影場所と撮影方向がわかるよう図面に矢印で表示すること。

記 入 例 （完成届）

様式第10号（第9条の3関係）

令和4年6月30日

（あて先）茅野市長

届出者 住 所 茅野市塚原二丁目6番1号
氏 名 茅 野 太 郎
（法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名）

完 成 届

下記のとおり開発（~~変更~~）が完成したので、茅野市生活環境保全条例第27条の2の規定により提出します。

記

許可年月日及び番号	令和3年12月20日許可 茅野市指令第4-20号
開 発 の 目 的	販売を目的とした宅地造成（10区画） 賃貸を目的とした住宅の建築（1棟10戸） 精密工場の建設のための土地の形状変更 など
開 発 の 位 置	茅野市宮川字新田 ○○○○番地 外1筆
工 事 完 成 年 月 日	令和4年6月20日
添 付 書 類	1 完成写真（全体写真及び道路、緑地等の土地利用状況が確認できる写真） 2 1の完成写真の撮影方向がわかる図面

申請者住所 茅野市塚原2丁目6番1号
申請者氏名 (株)茅野不動産 代表取締役 茅野 太郎
担当者 茅野 花子
連絡先 〇〇-〇〇〇〇

記入例

<p>開発の目的 ※申請者記入</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ア 販売又は賃貸を目的とした宅地造成(6区画) <input type="checkbox"/> イ 販売又は賃貸を目的とした住宅の建築(棟戸) <input type="checkbox"/> ウ 3,000 m²以上の土地の形状変更及び観光開発 <input type="checkbox"/> エ 高さ2mを超える盛土又は切土を伴う土地の形状変更 <input type="checkbox"/> オ 3,000 m²以上の太陽光発電設備設置</p>
<p>開発の位置 ※申請者記入</p>	<p>茅野市宮川字新田 〇〇〇〇番地 外1筆</p>
<p>承諾書</p> <p>承諾事項 <input type="checkbox"/> 排水の放流 <input checked="" type="checkbox"/> 公共物自営工事 <input checked="" type="checkbox"/> ごみステーション利用</p>	<p>左記の承諾事項につきまして、下記の条件を付して承諾します。</p> <p>(1)水路改修工事の際、支障があるときは申請者負担にて無条件で指示に従うこと。</p> <p>(2)ごみステーションの利用にあたっては、区と相談のうえ利用するように区画購入者に説明すること。</p> <p>(3)</p>
<p>意見書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 道路占用工事 <input type="checkbox"/> 道路自営工事 <input type="checkbox"/> 水路占用工事 (その他) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>左記の工事につきまして、下記の内容を意見します。</p> <p>意見</p> <p>特になし</p>
<p style="text-align: right;">令和 4年 4月 1日</p> <p>区・自治会名 新井区</p> <p>役職・氏名 区長 茅野 一郎 </p>	

(注:意見の記入前に、説明をお読みください。)

※ 区・自治会長様へ

- 地域の事情を把握し、行政に反映させるための承諾書及び意見書ですのでよろしくお願ひします。
- 許可についての責任は茅野市にあり、条件及びご意見はその判断資料となります。
- 施工物件、施工内容、施工方法、施工後の管理等について、申請人の説明、添付図面等を参考にされ、ご意見を記入してください。
- 申請のとおりでよろしい場合は、その旨お書きください。
- 押印は、区・自治会長の印(職印)をご使用ください。
- 隣接の行政区との境界地区での申請については、隣接区・自治会と協議後にご記入ください。
- 不明な点については、市民環境部環境課環境保全係へ問い合わせください。
電話 0266-72-2101(内線 263)

別表

茅野市で育つ樹木一覧

高木	<ul style="list-style-type: none"> ・アカマツ ・イタヤカエデ ・イチイ ・エノキ ・オオヤマザクラ ・カツラ ・クヌギ ・ケヤキ ・コナラ ・シナノキ ・シラカンバ ・ソメイヨシノ ・ソヨゴ ・ツガ ・ネムノキ ・ブナ ・ヤマボウシ ・ユリノキ
中木 ～5m	<ul style="list-style-type: none"> ・エゴノキ ・カシワ ・サルスベリ ・サンシュユ ・シモクレン ・トサミズキ ・ナナカマド ・ハナズオウ ・ハナミズキ ・マユミ ・ムクゲ ・リョウブ
低木 ～3m	<ul style="list-style-type: none"> ・アセビ ・イヌツゲ ・エゾムラサキツツジ ・オオムラサキ ・ガマズミ ・コデマリ ・コムラサキ ・サツキツツジ ・サラサドウダン ・ドウダンツツジ ・ニシキギ ・ハコネウツギ ・ヒュウガミズキ ・マサキ ・ミツバツツジ ・ムラサキシキブ ・ヤマツツジ ・ヤマハギ ・ユキヤナギ ・ライラック類 ・レンゲツツジ

この一覧表は、茅野市の自然環境に適合できると思われる多くの樹種の中から、標準的（利用頻度の高い）な樹種を拾い出したものです。開発時の緑地帯の樹種の選定にあたり参考にしてください。

なお、植樹の時期、剪定の方法等詳細については、専門の方にご相談下さい。

お問い合わせは

茅野市役所 市民環境部 環境課 環境保全係
住所 391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号
TEL 0266-72-2101(内線 263)
FAX 0266-82-0236
E-mail kankyo@city.chino.lg.jp